

● 野菜コロ事件

知財高裁 R3.5.19 R2(行ケ)10119 審決取消請求事件(大鷹一郎裁判長)

登録商標「野菜コロ」(標準文字)の指定商品中、第 30 類「野菜を材料として用いた穀物の加工品」について請求した不使用取消審判が不成立とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

被告商標権者は、平成 21 年 1 月 31 日に件外ぼっくる農園社と取引契約を締結し、被告はぼっくる農園社から仕入れた農産物を原材料として製造加工した商品、「野菜コロさといもパスタ」、「野菜コロむらさき芋パスタ」、「野菜コロにんじんパスタ」、「野菜コロほうれん草パスタ」をぼっくる農園社に販売した。これらの商品には、右掲のタグのほか、これに類するタグが付けられていた。

審決は、これを本件商標の使用と認定し、原告の請求を棄却した。



これに対して原告は、主な審決取消事由として次のように主張した。

1. 被告は、平成 27 年 8 月 1 日、8 日、15 日の 3 回にわたり、ぼっくる農園社に対して、本件商品を合計 240 個販売し、ぼっくる農園社は、同社の商業施設「ぼっくる農園」内の農産物直売所において、231 個を一般消費者に販売したと主張するが、被告はぼっくる農園社の約半分を保有する主要株主であり、両社の代表者が親子であることに鑑みると、形式的には別法人であっても、実質的には被告の一事業部門であることは明らかであるので、販売の事実があったとしても、実質的にみれば同一会社内での商品の移動に過ぎない。
2. 本件取引書類には「(テスト販売)」という記載があることからすると、上記販売は 1 回だけ試験的にされたものであり、取引個数も 240 個と極めて少なく、宮崎市内のみの限定的なものであるから、本件タグに付された商標には、使用によって保護されるべき信用が生じていない。よって、本件商標が使用されたとの審決の判断は誤りである。

これに対して判決は、以下の理由から原告の主張を斥けた。

1. 被告がぼっくる農園社の株式の 48%を保有していたことから、グループ会社の関係にあったといえるが、一方で両者は主たる事業の内容を異にし、役員構成も異なる別異の法人であるから、通常の法人間の取引と変わらないと認められる。
2. 取引書類には「(テスト販売)」との記載があるが、これは被告とぼっくる農園社との間で、本件商品を継続的に売買することができるか否かを試していたことを意味するにすぎないので、本件取引が通常の法人間の取引と変わらないとの判断を左右するものではない。
3. 販売個数が 240 個であり、販売地域が宮崎市内のみであるからといって、被告による販売行為が「商品の包装に標章を付したものを譲渡する行為」に該当することを否定すべき根拠にはならない。

判決は、妥当な判断であろう。